○厚生労働省告示第三百一十三号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第二条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等にある者は、平成二十六年三月三十一日までの間、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成十八年厚生労働省告示第四百九十八号）第九号に掲げる者のほか、住居の損壊その他の東日本大震災に起因するやむを得ない事情により保険医療機関からの退院に著しい困難を伴う患者を含むものとし、平成二十五年十月一日から適用する。

平成二十五年九月三十日

厚生労働大臣　田村　憲久

○厚生労働省告示第三百一十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八条第一項の規定に基づき、生活保護法による保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第百五十八号）の一部を次のように改正し、平成二十五年十月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の2及び別表第9の3に係る改正規定は平成二十六年一月一日から適用する。

平成二十五年九月三十日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表第1第2章の2の⑶中「14,280円」を「14,180円」に改め、同章の2の⑷中「11,980円」を「11,900円」に改め、同章の5中「42,430円」を「42,050円」に、「21,220円」を「21,030円」に改める。

別表第9の3の⑴の表岩手県の項中「岩　手　郡　滝　沢　村」を「滝　沢　市」に改める。

○厚生労働省告示第三百一十五号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき、雇用保険法附則第五条第一項第一号ロの規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成二十五年厚生労働省告示第百二十号）の一部を次のように改正し、平成二十五年十月一日から適用する。

平成二十五年九月三十日

厚生労働大臣　田村　憲久

第三号中「盛岡公共職業安定所、」を削り、第八号中「、三条公共職業安定所及び巻公共職業安定所」を「及び三条公共職業安定所」に改め、第十六号中「（下市公共職業安定所の管轄区域を除く。）」を削り、第二十一号中「、府中公共職業安定所」を削る。

○経済産業省告示第二百九号

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第四十一号）第十五条第三項の規定に基づく経済産業省又は中小企業庁の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を次のように定める。

平成二十五年九月三十日

経済産業大臣　茂木　敏充

別記様式

（表）

8cm

第　　号

立入検査証

下記の者は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第15条第1項及び第2項の規定による立入検査をする職員であることを証明する。

写　真

3cm

3cm

官名又は職名

氏　　名

年　　月　　日生

発行者名　　印

年　　月　　日交付（5年有効）

6cm

（裏）

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（抜粋）

第15条　公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官は、第3条の規定に違反する行為を是正するために必要があると認めるときは、特定事業者若しくは特定供給事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に特定事業者若しくは特定供給事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　内閣総理大臣、公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官は、第8条の規定に違反する行為を是正するために必要があると認めるときは、事業者に対しその表示に関する報告をさせ、又はその職員に事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第21条　第15条第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、50万円以下の罰金に処する。

第22条　法人（人格のない社団等の管理人を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

（備考）　発行者は、経済産業大臣若しくは経済産業局長、中小企業庁長官

附　則

この告示は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。